社会福祉法人逗子市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会(以下「本会」という。)のホームページに有料で広告を掲載する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 本会ホームページの指定された箇所を広告媒体とする。

(広告の掲載基準)

- 第3条 掲載できる広告は本会の広報媒体の品位を損なわず、かつ次の各号のいずれに も該当しない ものとする。
 - (1) 関係諸法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動に関するもの
 - (4) 社会問題についての主義主張
 - (5) 内容が不明確、又は信憑性を欠いているもの
 - (6) 私的な連絡事項、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (7) 広報媒体利用者、読者に損害を与える可能性があるもの
 - (8) その他、本会の目的に照らし掲載することが好ましくないもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、掲載枠、広告掲載料、画像、原稿等については別表のと おりとする。

(募集方法)

第5条 広告募集方法については、主管部署において定めるものとする。

(申込)

第6条 広告の掲載を希望する者は、第1号様式にて本会会長あてに申込むものとする。 (決定)

第7条 事務局長は、前条の掲載申込があったときは、第3条各号に掲げる要件を踏まえて掲載の可否を決定する。

(広告掲載の優先順位)

- 第8条 掲載を認めた広告の総数が掲載の上限枠数を超えた場合、次の優先順位により掲載を決めるものとする。
 - (1) 会員によるもの。
 - (2) (1)に該当しないものは抽選により優先順位を決めるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 第6条の申込があったとき、第7条の可否ならびに第8条の優先順位による結果 について、様式第2号にて広告の掲載を希望する者に通知する。

(広告掲載料の納入)

第10条 前条により通知され掲載を認められた者(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに所定の広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任)

- 第 11 条 広告主は、その責任及び負担において広告画像、原稿を作成し、本会が指定する 期日、場所 に提出する。
- 2 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとする。また、第三者 から、広告に関連して損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において 解決することとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告の内容等が、この要綱に抵触している、又は抵触するおそれがあると判断したときは、第7条の決定を経て広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第13条 次の各号に該当する場合は、広告掲載の取り消しをすることができる。
 - (1) 広告主が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
 - (2) 広告主が前条の規定による広告の内容変更を行わないとき
 - (3) その他会長が必要と判断したとき

(広告掲載申込の取り下げ)

第14条 広告主から取り下げの申し出があったときは、一定期間の後、掲載を中止することができる。

(広告掲載料の環付)

第15条 第13条及び第14条により掲載を取り消し、又は取り下げたときは、広告掲載料は還付しない。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは掲載の期間等に応じ還付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年12月20日から施行する。

別表 (第4条 広告の規格等)

媒体	ホームページ
広告種類	バナー広告
規格	サイズ 縦 120 ピクセル×横 240 ピクセル
	画像形式 GIF 形式、JPEG 形式、PNG 形式のいずれか
	容量 25Kバイト以内
期間・回数	4月1日から3月31日を1年とし、年度毎の契約とする。
	年度途中からの利用の場合は年度末までの残月数による契約
	とする。
広告掲載料	団体会員・団体賛助会員の場合
	24,000 円/年
	2,000円/月(年度途中から利用の場合)
	非会員の場合
	30,000 円/年
	2,500円/月(年度途中から利用の場合)
上限枠数・掲載位置	上限契約枠数 1 枠
	掲載順序は申し込み順に左上より割り振る
	広告主より広告位置の指定はできない